

指定可燃物

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1款 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（条例第59条）

第59条 別表第2の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類（別表第2備考6号エに該当するものを除く。）にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの欄において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの欄において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

(2) 可燃性液体類等（別表第2備考6号エに該当するものを除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3) 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

(4) 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うにあつて、同号の基準によらないことが通常である場合においては適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第2に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条におい

て同じ。) に応じ次の表に掲げる幅の空地进行、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては1メートル以上の幅の空地进行をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地进行の幅
タンク又は金属製容器	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の場合	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル以上

(2) 別表第2で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。

ただし、その周囲に幅1メートル(別表第2で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地进行を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第47条から第56条まで(第49条第1項第16号及び第17号、第50条第2項第1号並びに第55条を除く。)の規定を準用する。

【解釈及び運用】

「指定可燃物」とは、条例別表第2の品名欄に掲げる物品で、同表の数量以上のものをいい、当該数量未満のものは該当しないもの。条例で規定している指定可燃物は、法第9条の4に定める「火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるものその他指定可燃物に類する物品」のことをいう。

可燃性 液体類等	可燃性 固体類等	綿花類等	品 名		数 量
		○	綿花類		200 kg
		○	木毛及びびかんくず		400 kg
		○	ぼろ及び紙くず		1,000 kg
		○	糸類		1,000 kg
		○	わら類		1,000 kg
		○	再生資源燃料		1,000 kg
○	○		可燃性固体類		3,000 kg
		○	石炭・木炭類		10,000 kg
○	○		可燃性液体類		2 m ³
		○	木材加工品及び木くず		10 m ³
		○	合成樹脂類	発泡させたもの	20 m ³
		○		その他のもの	3,000 kg
○			動植物油類（少量危険物）		

(指定可燃物の品名による分類)

「可燃性固体類」とは、条例別表第2備考6号に規定する一定の要件（引火点、燃焼熱量及び融点等）に該当するものをいい、例えば、オークレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン及びフェノール等がある。

「可燃性液体類」とは、条例別表第2備考8号に定めるとおり、法別表第1備考第14号から第17号までの規定により危険物の第4類引火性液体から除外されるものをいう。詳しくは、危省令第1条の3の規定にて除外されているもののうち、第2石油類の除外物品（可燃性液体量が40%以下で、引火点が40度以上、燃焼点が60度以上のもの。）、第3石油類の除外物品（可燃性液体量が40%以下のもの。）、第4石油類の除外物品（可燃性液体量が40%以下のもの。）及び動植物油類の除外物品（危省令第1条の3第7項に定めるタンク又は容器に貯蔵されているもの。）が該当するほか、引火性液体（法別表第1備考10号に規定されている。）の性状を示す物品のうち1気圧において、引火点が250度以上の物品が該当する。

1 第1項（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について）

(1) 第1号（可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合の注意事項）

可燃性固体類、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の動植物油類（以下「可燃性液体類」という。）を容器に収納し、又は詰め替える場合において、危険物と同様の取扱いが定められている。

次に掲げる区分に応じて、適応する容器又はこれと同等以上の安全性を有すると認

められる容器に収納し、又は詰め替えるとともに、容器を密封すること。

ア 可燃性固体類（引火点が200度以上のものを除く。）

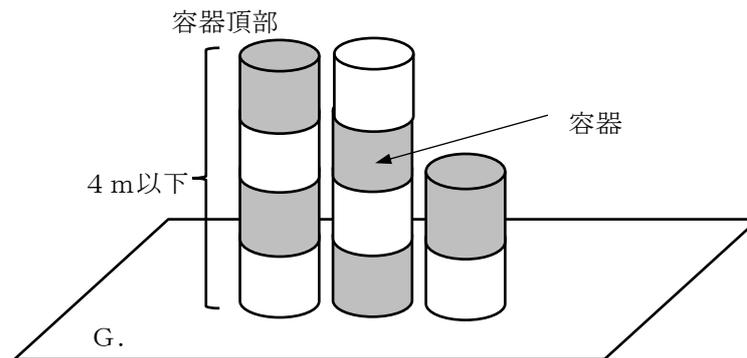
危省令別表第3に掲げる第2類の危険等級Ⅲの危険物。

イ 可燃性液体類及び該当する動植物油類

危省令別表第3の2に掲げる第4類の危険等級Ⅲの危険物。

(2) 第2号（容器の積み重ね高さ）

容器の積み重ね高さの測定は、屋外にあっては地盤面、屋内にあっては床面から、最上段の容器の頂部までを測ること（第1-1図参照）。



第1-1図 容器を積み重ねた例

(3) 第3号（火気等との接近及び過熱の防止）

第4類の危険物と同様に可燃性蒸気を発生させるものは、表面から発生する蒸気が空気と混合して、一定の混合比（燃焼範囲）の可燃性ガスを形成した場合に、静電気や火花等の火源により引火し、火災又は爆発に至ることから次のことに十分留意する必要がある。

ア 炎、火花及び高温体等との接近及び接触を避ける。

イ みだりに蒸気を発生させないようにするとともに、蒸気を発生させる取扱いをする場合は、換気設備等を設け、蒸気を排出させること。取り扱う場所の位置及び構造等により、自然換気設備等による換気が困難な場合は、強制換気設備を設ける必要がある。

なお、換気設備の具体的な構造等については、第1節、第6款、5及び6による。

(4) 第4号（前号に関する特例）

本号では、可燃性液体類等が有する危険性に応じた貯蔵及び取扱いに関する前号の規定について、日常の業務において当該規定によらないことが通常である場合については適用しない。しかし、適合しない状態で可燃性液体類等を貯蔵又は取り扱う場合、前号の規定と同等以上の安全性を確保するための措置をとらなくてはならない。すなわち、貯蔵又は取扱いによって発生する可燃性蒸気、化学反応及び発熱等の危険因子に対する換気及び冷却等の対策を講じたうえで、設置する必要がある。

2 第2項（可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準）

(1) 第1号（可燃性液体類等を貯蔵又は取り扱う屋外の場所の周囲に設ける空地等）

本号では、可燃性液体類等を屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準が規定されている。

ア 貯蔵し、又は取り扱う場所が、建築物の屋上である場合には、原則として屋外として取扱い、本号の規定を適用する（第1－2図参照）。

イ 「貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲」とは、屋外における貯蔵及び取扱場所の境界に設けられた、排水溝、囲い及び柵等の周囲をいうものである。

ウ 「空地をそれぞれ保有する」とは、平坦で段差や勾配がないものであり、原則として当該施設の所有者等が所有権、地上権又は借地権等を有していること。

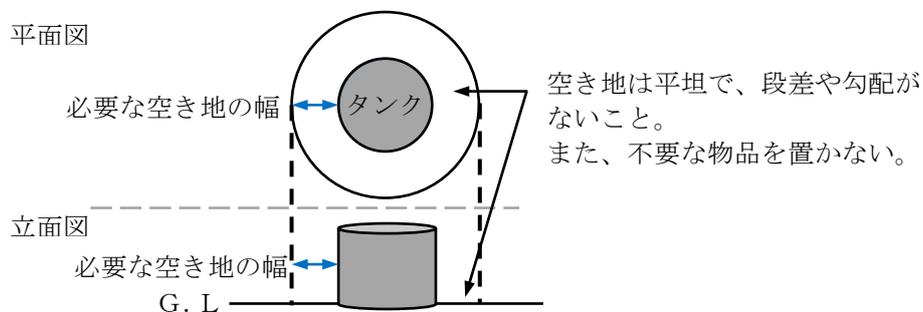
エ 動植物油類の場合、「防火上有効な塀」とは、次によること（第1－3図参照）。

(ア) 材質を不燃材料とすること。

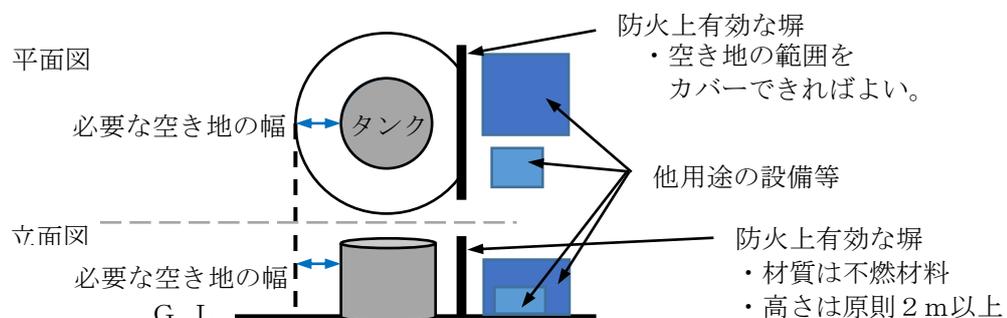
(イ) 原則高さを2 m以上とし、隣接する建築物等の状況に応じ、防火上必要と認められる高さとする。

(ウ) 塀を設ける幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上であること。

(エ) 構造は、風圧力及び地震動により、容易に破損及び倒壊しないものとする。



第1－2図 空き地を設けた例



第1－3図 防火上有効な塀を設けた例（動植物油に限る）

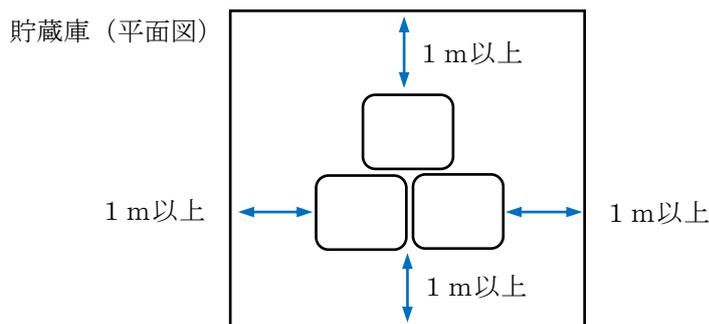
(2) 第2号（20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵又は取扱う場合の空地等）

条例別表第2で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術の基準が定められており、構造及び設備等について一定の防火性能を有する屋内において行う旨が定められている（第1－4図参照）。

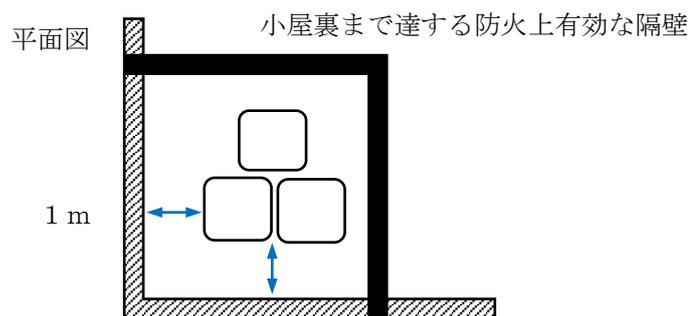
ア 可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う建築物の壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり又は屋根。）は、不燃材料で造ることとされており、内装のみを不燃材料で覆うことで足りるものではない。

イ 本号のただし書きの規定は、アの規定による建築物の構造等により屋内で貯蔵し、又は取り扱うことができない場合についての救済的规定である。

そこで、不燃材料で造ることを要しない代わりに、周囲に空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁（小屋裏まで達する防火構造の壁。）によって隣接する部分との間に延焼防止の措置が講じられている建築物その他工作物にあっては、壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり又は屋根。）を不燃材料で覆うことで、その貯蔵及び取扱いを認めて差し支えない（第1－5図参照）。



第1－4図 周囲に1 m以上の空地を設けた例



第1－5図 防火上有効な隔壁を設けた例

3 第3項（前2項以外の貯蔵及び取扱いに係る規定）

本条第1項及び第2項の規定によるほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準は、少量危険物貯蔵取扱所（第47条から第56条まで（第49条第1項第16号及び第17号、第50条第2項第1号並びに第55条を除く。））の規定の例によること。

第2款 綿花類等の貯蔵及び取扱いについて（条例第60条）

第60条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。

(2) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。

(3) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。
この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。

(4) 綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。

(5) 再生資源燃料（別表第2備考5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。

イ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等に限り受け入れること。

ウ 3日を超えて集積する場合においては、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講じることができるよう5メートル以下の適切な集積高さとする。

エ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、温度、可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

(2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第2備考9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区 分		距 離
(1)	面積が50平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が50平方メートルを超え200平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上

(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 集積する場合においては、1集積単位的面積が500平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区 分		距 離
(1)	面積が100平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が100平方メートルを超え300平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上
(3)	面積が300平方メートルを超え500平方メートル以下の集積単位相互間	3メートル以上

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル（別表第2で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき、又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

エ 別表第2に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

(4) 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

ア 廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。

イ 別表第2で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合はこの限りでない。

【解釈及び運用】

条例別表第2で規定された指定可燃物のうち、綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準を規定したものである。

「綿花類等」とは、指定可燃物のうち前条で定める可燃性固体類及び可燃性液体類を除くものの総称であり、いずれも条例別表第2で規定された数量以上で、本条の規制の対象となる。

1 第1項（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準）

(1) 第1号（火気使用の制限）

「みだりに火気を使用しない」とは、必要最低限の火気しか使用してはいけないということである。火気を使用するときは、安全な場所を指定して、綿花類等の取扱い工程及び性質等を考慮し、適切に管理された場所で火気を使用しなければならない。

(2) 第2号（立入制限）

日常の業務において、従業員以外の者をみだりに出入りさせることによって発生する、思わぬ火災事故等を考慮した規定である。

また、「みだりに出入り」とは、係員以外の者の出入りであっても、当該場所の管理者等に正式に連絡等がなされ、管理者等の管理が十分に行き渡るときは、この規定に該当しない。

(3) 第3号（整理及び清掃）

「常に整理及び清掃を行う」とは、始業前及び終業時などに、施設等の整理整頓に努め、不要な物品と綿花類等との放置及び混在を防ぎ、安全で、かつ、十分な作業動線確保する必要がある、併せて、地震等による従荷重に対するある程度の耐震性を持つことが必要である。

(4) 第4号（定期的なくず及びかす等の処理）

製造及び加工等によって生じた綿花類等のくず及びかす等を放置しておくことは、火災予防上危険な状態であることから、その日に生じたくず等は、その日のうちに処理しなければならない。

(5) 第5号（再生資源燃料の安全管理）

再生資源燃料のうち、廃棄物固形化燃料その他水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるものについて、次の事項に留意すること。

ア 適切な水分管理を行うこと。

廃棄物固形化燃料にあつては、湿度10%以下のできる限り低い管理値を設定すること。

イ 適切な温度の廃棄物固形化燃料等に限り受け入れること。

外気温に対する許容変動幅も考慮した管理値を設定すること。

ウ 5 m以下の適切な集積高さとする。

廃棄物固形化燃料等の性状管理、換気等による貯蔵条件管理等に応じた最大集積

高さとする。

エ 温度、可燃性ガス濃度の監視により発熱の状況を常に監視すること。

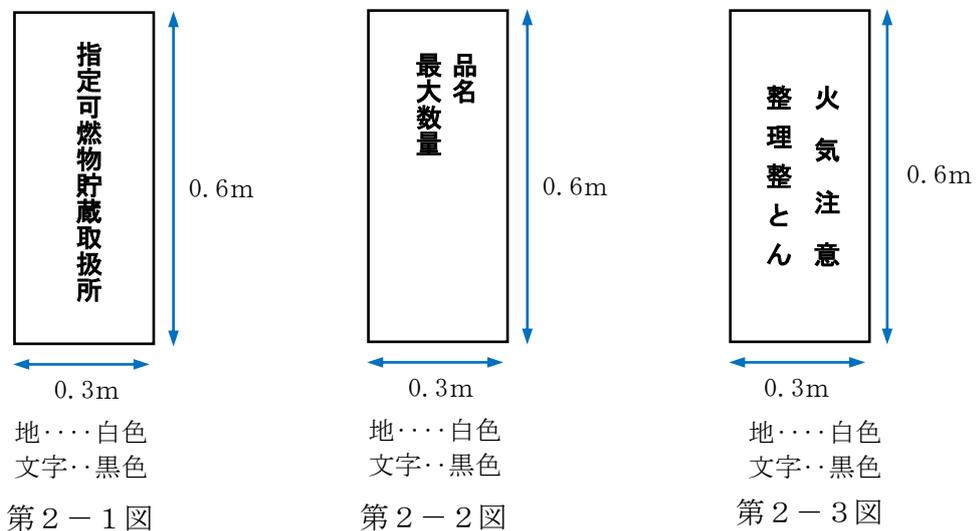
実際に貯蔵しているものの性状等について、測定値の変化に応じた適切な対応等の方法を定めておくこと。

2 第2項（綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準）

(1) 第1号（標識及び掲示板）

「標識」は、指定可燃物貯蔵取扱所と表示すること（第2-1図参照）。

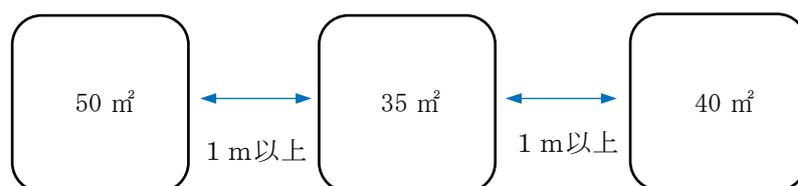
「掲示板」は2種類あり、品名及び最大数量と、可燃性液体類等であれば、火気厳禁、綿花類等であれば、火気注意・整理整頓とそれぞれ表示すること（第2-2図、第2-3図参照）。



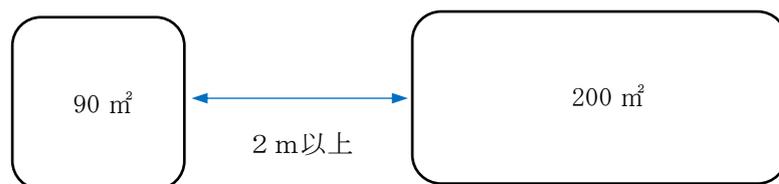
(2) 第2号（綿花類等の集積場所の周囲に設ける距離等）

綿花類等（廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類を除く。）を集積する場合は、集積単位の相互間に、本号で定められた距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類にあつては、温度計等及び適温を保つための散水設備等を設置した場合には、この限りでない。

なお、集積場所の一単位の面積は最大で200㎡以下とすること（第2-4図、第2-5図参照）。



第2-4図 50㎡以下に集積した例



第2-5図 50m²を超え200m²以下に集積した例

(3) 第3号（合成樹脂類の集積場所の周囲に設ける距離等）

合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 集積する場合は、前号と同様に集積単位の相互間に、本号で定められた距離を保つこと。ただし、火災の拡大及び延焼を防止するために必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

なお、「必要な措置」とは、不燃材料等による隔壁の設置や、ドレンチャー設備又はスプリンクラー設備等を設けた場合をいう。

イ 屋外で貯蔵又は取扱いを行う場合は、周囲に次の空地を確保するか、不燃材料以上の防火性能を有する材質の隔壁を設けること。

なお、隔壁は貯蔵又は取扱いを行う場所に面した長さのみとし、高さはおおむね2mとする。ただし、アと同様に「必要な措置」を講じた場合にあってはこの限りでない。

区 分	空地の幅
別表第2で定める数量の20倍未満	1 m以上
別表第2で定める数量の20倍以上	3 m以上

ウ 屋内で貯蔵又は取扱いを行う場合は、他の物質及び設備等との間に不燃材料以上の防火性能を有する材質の区画を設けるか、又は水幕設備を設けること。

エ 別表第2に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井（天井が無い場合は屋根。）を難燃材料以上の防火性能を有する材質で造ること。

(4) 第4号（廃棄物固形化燃料等を貯蔵又は取り扱う場所の基準）

廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。その設置に際しては、発熱の有無を適正に監視できるよう、精度及び設置位置等に留意して設けること。

イ 別表第2に定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは、内容物を迅速に排出できる構造とするか、散水設備又は不活性ガスの封入設備を発熱又は発火が生じた場合に、速やかに拡大防止が図れるように設置すること。

なお、廃棄物固形化燃料については、その成分構成から水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるものとみなされるが、他の再生資源燃料にあっては、想定される貯蔵、取扱い条件において同種の危険性を生じるか否かに関し、当該物品の製造者等が的確に把握すべきものであること。

第3款 危険要因の把握と必要な措置について（条例第61条）

第61条 別表第2で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場所は、当該貯蔵し又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

【解釈及び運用】

自主的な保安対策による事故防止の推進を図るため、別表第2に定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、火災の発生及び拡大の危険要因を自ら把握するとともに、火災予防上有効な措置を講じること。

なお、危険要因の把握については、一般に類似施設の事故及びトラブル事例等を参考に対象施設の火災発生及び拡大要因を整理することとなるが、その手法について特に問うものではなく、施設形態、貯蔵及び取扱形態が類型化されるような施設にあっては、これまでの経験及び知見に基づき設備や取扱い工程ごとに想定する事故とその対策を簡条的に整理するような簡易的な方法によっても差し支えない。

第4款 別表第2の解釈

品名		数量
綿花類		200キログラム
木毛及びかんなくず		400キログラム
ぼろ及び紙くず		1,000キログラム
糸類		1,000キログラム
わら類		1,000キログラム
再生資源燃料		1,000キログラム
可燃性固体類		3,000キログラム
石炭・木炭類		10,000キログラム
可燃性液体類		2立方メートル
木材加工品及び木くず		10立方メートル
合成樹脂類	発泡させたもの	20立方メートル
	その他のもの	3,000キログラム

備考

(1) 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。

(2) ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。

(3) 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。

(4) わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。

(5) 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。

(6) 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。）をいう。

ア 引火点が40度以上100度未満のもの

イ 引火点が70度以上100度未満のもの

ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの

エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの

- (7) 石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- (8) 可燃性液体類とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性質を有する物品（1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。
- (9) 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

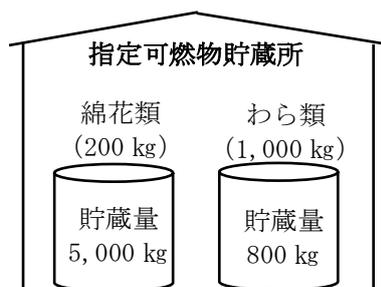
【解釈及び運用】

指定可燃物等の貯蔵又は取扱いとは、指定可燃物等を倉庫において貯蔵する場合、販売を目的として展示する場合、工場において製造、加工する場合等をいうものであり、一定場所に集積することなく日常的に使用されている事務所のソファ、椅子等、ホテルのベッド類、倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの等は該当しない。

1 数量の算定方法

- (1) 指定可燃物等の貯蔵又は取扱数量は、棟単位又は工程ごとに1日の最大貯蔵量、最大消費量又は瞬間最大停滞量により算定する。ただし、不燃材料又は耐火構造の床及び壁（出入口を設ける場合にあつては、自動閉鎖式の特定防火設備とすること。）により区画されている場合は、それぞれをひとつの貯蔵又は取扱所として算定することができる。

基本的な算定方法は、少量危険物貯蔵取扱所の基準（第1節、第2款）と同様であるが、相違点として複数の指定可燃物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合の数量の算定方法については、条例別表第2で定める数量以上の品名の倍数のみを合算した数量とする。



・（ ）内は条例別表2で定められた数量

$$5,000 \text{ kg} \div 200 \text{ kg} = 25 \text{ 倍}$$

$$800 \text{ kg} \div 1,000 \text{ kg} = 0.8 \text{ 倍}$$

※ 1倍以下は切り捨て

$$25 \text{ 倍} + 0 \text{ 倍} = \underline{25 \text{ 倍}}$$

従って、この指定可燃物貯蔵所は 25 倍である。

第4-1図 数量の算定例

- (2) 指定可燃物等とそれ以外の物質から構成されたもの（プラスチックの蓋付きのガラス瓶、ウレタンフォームのクッション付スチール椅子等）の数量は、当該部分の重量又は容積をもって算定する。
- (3) 水分を含んだ石炭及び木炭類は、水分を除いた重量を算定する。
- (4) 建築現場等の廃材（木くずに該当するようなもの。）の数量の算定は、集積されている全容積（細かい空間部分等を含む。）を計算して得た数値に、集積状態が比較的乱雑な場合は3分の1、比較的整理されて積み上げられている場合等は、2分の1を乗じて得た数値をもって算定することも差し支えないもの。

2 指定可燃物の範囲

(1) 「綿花類」

不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいうが、天然繊維、合成樹脂の別は問わない。

トップ状の繊維とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて1本1本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいう。また、例えば不燃性の繊維として石綿、ガラス等無機質のもの、難燃性の繊維として塩化ビニリデン系のもは除外される。羽毛は、綿花類に該当する。

【例：糸の原料、わた、羽毛、コットン等】

(2) 「木毛」

木材を細薄なひも状に削ったもので、一般に用いられている緩衝剤や、木綿、木繊維等が該当する。

【例：しゅろの皮、ヤシの実の繊維、木綿、木繊維等】

(3) 「かんなくず」

手動又は電動かんなを使用した木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。

なお、製材所等の製材過程で出る廃材、おがくず及び木端は該当せず、「木材加工品及び木くず」に該当する。プレーナくずは、かんなくずに該当する。

【例：製材中に出るかんなくず等】

(4) 「ぼろ及び紙くず」

不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいい、繊維製品並びに紙及び紙製品が本来の製品価値を失い、一般需用者の使用目的から離れ廃棄されたものである。従って、製品価値を持ち、倉庫に保管され又は店舗等に陳列されているものは該当しない。

また、機械圧縮して金属製の帯又は針金により梱包された商品ウエスは、ぼろに該当しない。ただし、梱包を解いたもの又は荒縄等で手締めしたものは、ぼろに該当する。

パルプ及び商品として陳列してある古書籍は、紙くずに該当しない。

商品として陳列してある古着等は、ぼろに該当しない。

【例：古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣類等】

(5) 「糸類」

不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいい、紡績工程後の糸及び繭であり、天然、合成の別は問わない。生地及びロープは、糸類に該当しない。

【例：綿糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸、合成樹脂の釣り糸等】

(6) 「わら類」

乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草等をいう。

また、とうもろこしの乾燥した茎は、わら類に該当する。

【例：俵、こも、なわ、むしろ、畳表、ごご等】

(7) 「再生資源燃料」

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。

ア 「再生資源」とは、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性があるものをいう。

イ 「使用済物品等」とは、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいう。

ウ 「副産物」とは、製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給又は土木建築に関する工事に伴い副次的に得られる物品（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいう。

【例：RDF（生ゴミ等）、RPF（廃プラスチック等）、燃料用廃棄物木材燃料等】

(8) 「可燃性固体類」

引火点、燃焼熱量、融点等の要件により定義されているものである。

ア 引火点は、セタ密閉式引火点測定器により測定される引火点をいう。

イ 燃焼熱量は、総発熱量をいう。

ウ 明確な融点が存在しない物品の場合は、100度未満において液体の状態を確認し、あくまでも液状であるものは、当該物品の融点を100度未満として判断する。

【例：ナフタリン、フェノール、ステアリン酸、石油アスファルト、コールタールピッチ等】

(9) 「石炭・木炭類」

自然発火の危険性があり、燃焼発熱量が大きい等の性質を有するもの。

ア 炭団は、練炭に該当する。

イ 50重量パーセント以下の水分を含む活性炭は、石炭・木炭類に該当する。

ウ カーボンブラックは、石炭及び木炭類に該当しない。

「石炭」→【例：無煙炭、瀝青炭、褐炭、重炭、亜炭、泥炭】

「木炭」→【例：木を焼いて人為的に燃料用に作成したもの】

(10) 「可燃性液体類」

法別表備考第14号から第17号までの規定において品名から除外されているもの（危省令第1条の3第5号から第7号まで）である。すなわち、第2石油類の品名除外物品（可燃性液体量が40%以下で、引火点が40度以上、燃焼点が60度以上のもの。）、第3石油類の品名除外物品（可燃性液体量が40%以下のもの。）、第4石油類の品名除外物品（可燃性液体量が40%以下のもの。）及び動植物油類の品名除外物品（一定のタンクに加圧しないで、常温で貯蔵保管されているもの又は一定の容器に収納され貯蔵保管されているもの。）が該当する。

【例：潤滑油、自動車用グリス等】

(11) 「木材加工品」

製材した木材、板、柱及びそれらを組み立てた家具類等の木工製品である。

ア 原木（立木を切り出した丸太。）や水中に貯蔵している木材は該当しない。

イ 丸太のまま使用する電柱材、建築用足場等は該当する。

ウ 籐の製品は、木材加工品に該当する。

エ 電柱材、杭類、建築用足場材、角材、板及び合板は、木材加工品に該当する。

オ おがくず（水に浸漬されたものを除く。）は、木くずに該当する。

(12) 「木くず」

製材所等の製材過程において出る廃材、おがくず及び木端等をいう。このうち、軽く圧縮して水分があふれる程度浸漬されたものは該当しない。

(13) 「合成樹脂類」

ナフサなどを原料にして合成される高分子物質で樹脂状のものの総称である。このうち、「合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくず」については、他の品名として掲げられているため、合成樹脂類からは除外されるものである。

固体の合成樹脂やゴム製品で、危険物にも可燃性固体類にも該当しないものが合成樹脂類に該当することがあり、これは、硬化した製品だけではなく、液状の定義に入らない流動性の低いものは固体扱いとし、高粘度シリコンオイル、シリコン生ゴム、シリコンゴムコンパウンド及びグリスなども、合成樹脂類に該当する。

ア 合成樹脂類は、「発泡させたもの」と「その他のもの」に分けられているが、発泡率概ね6以上のものが、「発泡させたもの」とされている。

イ 不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくず」とは、天然ゴム、合成ゴムの別を問わず、廃ゴムを再利用のために加工した再生ゴムもこれに該当する。

ウ 合成樹脂類の不燃性又は難燃性の判断は、試験の再現性等を考慮してJIS「K7201 酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法」に定める酸素指数法により、酸素指数26以上のものを不燃性又は難燃性を有するもの（指定可燃物非該当）として取り扱うこととされている。ただし、合成樹脂が粉粒状で、当該試験方法が要求する試験片形状に加工できない場合、又は融点が低いために当該試験法が適用でき

ない合成樹脂については、「粉粒状又は融点の低い合成樹脂の不燃性及び難燃性の試験方法」（平成7年5月31日消防危第50号）により酸素指数を求めるとされている。

(ア) 酸素指数が26未満のもの

- ・アクリロニトリル・スチレン共重合樹脂（AS）
- ・アクリロニトリル・ブタジェン・スチレン共重合樹脂（ABS）
- ・エポキシ樹脂（EP）※接着剤以外のもの
- ・不飽和ポリエステル樹脂（UP）
- ・ポリアセタール（POM）
- ・ポリウレタン（PUR）
- ・ポリエチレン（PE）
- ・ポリスチレン（PS）
- ・ポリビニルアルコール（PVAL）※粉状（原料等）
- ・ポリプロピレン（PP）
- ・ポリメタクリル酸メチル（PMMA、メタクリル樹脂）

備考 1 難燃化を行うことにより、酸素指数が26以上となる場合がある。

2 () は、略号又は別名を示す。

(イ) 酸素指数が26以上のもの

- ・フェノール樹脂（PE）
- ・フッ素樹脂（PFE）
- ・ポリアミド（PA）
- ・ポリ塩化ビニリデン（PVDC、塩化ビニリデン樹脂）
- ・ポリ塩化ビニル（PVC、塩化ビニル樹脂）
- ・ユリア樹脂（UF）
- ・ケイ素樹脂（SI）
- ・ポリカーボネート（PC）
- ・メラミン樹脂（MF）
- ・アルキド樹脂（ALK）※液状

備考 () は、略号又は別名を示す。

エ 原料ゴムとは、成形、加硫する前のものをいい、充てん剤、軟化剤等の配合剤の有無にかかわらないものである。

オ 合成ゴムとは、合成樹脂類に該当する。

カ プラスチックフィルムは、合成樹脂類に該当する。

キ セロハンとは、合成樹脂類に該当しない。